#### 第5章 就学事務

1 就学支援事務の根拠法令(学校教育法施行令の一部)

就学手続きの内容	小中学校	特別支援学校
就学先を決定する仕組みの改正	第5条	第11条
一般的な就学	第5条第1項	第11条第1項 (第11条の2)
居住地の変更による転入学	第6条第1号	第11条の3第1項
障害の状態等の変化よる特別支援学校から 小中学校への転学	第6条第3号	
区域外の就学、転学等	第9条、第10条	第17条、第18条
視覚障害者等になった者の転入学 (小中学校→特別支援学校)	第6条第5号	第12条第2項
障害の状態等の悪化等による転入学	第6条第6号	第12条の2第2項

#### 2 特別支援学校就学や転学等に必要な書類

様式第1号 ・・・ 鑑 (内容によってみだしは変更する)

様式第2号 … 該当者通知一覧

様式第3号 ••• 学齢簿(各市町村用)

様式第4号 ・・・ 専門医の診断書

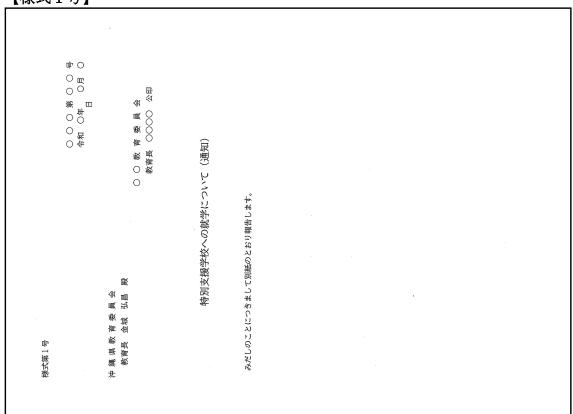
様式第5号 ・・・ 保護者の意見書

様式第6号 ・・・ 視覚障害者等の判定報告書

様式第7号・・・ 重度・重複障害(医療的ケアを要する子)のみ

様式第8号 … 心理学的判定

#### 【様式1号】



#### 【様式2号】

- 「障害の種別」の層は様式第6号「視覚障碍者等の判定報告書」の障害権名を転記する。
  「保護者氏名」の欄は、児童生徒が施設等に措置されている場合は、保護者と施設長名を併記する。
  必要に応じて行を挿入して作成する。
  セルに文字が入らない場合は必要に応じて行の幅を調整しても良い。
  列を加えること、列を削除することは行わないこと。

#### 特別支援学校への就学について該当者通知一覧

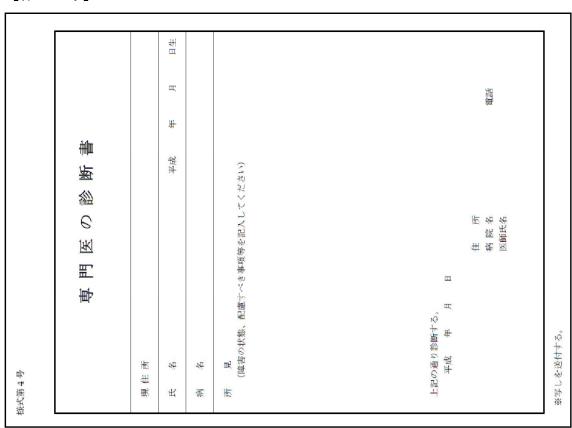
○○○教育委員会

県全体通	通番	市町村名	様式6より	ふ り が な 該当者氏名	性別	生年月日	在籍学校名	学級種別	新學在	就学・転 入・編入学	ふ り が な 保護者氏名	児童生徒	郵便番号	現住所	様式5		様式7より	備考(所持手帳の租
番	四倍	마케션	障害の種 別・程度	該当者氏名	別	五年月日	红相子权名	名	和子牛	の区別	保護者氏名	との関係	東区部で	沙に土州	入学希望校	福田4	医療的ケ アの有無	類および等級等)
空白で良				おきなわ はなこ	,	平成25年	家庭療				おきなわ はなえ			那覇市泉崎1丁 目2番2号県立		特別支援学校への就学を希 望します。		
空白で良い	例Ⅰ	OO市	知的一	沖縄 花子	女	12月25日	育		小1	就学	沖縄 花江	祖母	9008571	学校教育課特別 支援教育室	支援学校		無	療育手帳A2
	1																	
	2																	
	3																	
	3																	
	4																	
	4																	
	5																	
	6																	

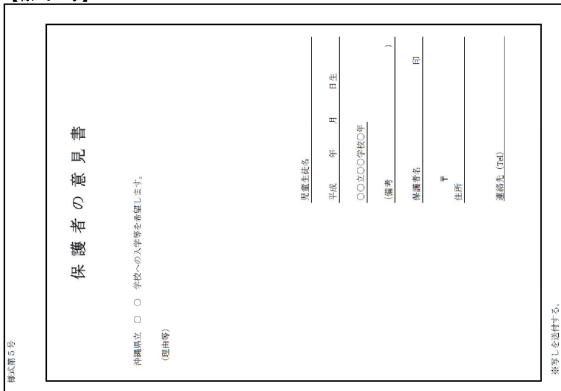
## 【様式3号】

2	学	<b>炉</b> 児 童									市			児童生徒
22	生 名	走氏名					現				市町村			との関係
性	別	男·女	昭和・平成	年 月	日生		住一				市			
3	呆 護	者氏名					所				时村			
	di	学校名					異動		年	J.	l B		100	
就	小学部	入学年月日	昭和•平成	年	月	日	事項		年	J.	日			
	部	卒業年月日	昭和•平成	年	月	日	坦		年	F	l B			
学	. H	学校名					異動		年	月	l B			
于	中学部	入学年月日	昭和•平成	年	月	日	事項		年	J.	l E			
	部	卒業年月日	昭和•平成	年	月	日	坝		年	J.	日			
不		認可年月日	昭和•平成	年	月	日			認可	年月日	昭和・平成	年	月	日
小就	猶	事 由						免		Y.				
	予		昭和・平成	年	月	日			事	由				
学		期間	昭和・平成	年	月	日		除						
		就学年月日	昭和・平成	年	月	日			就学	年月日	昭和·平成	年	月	日

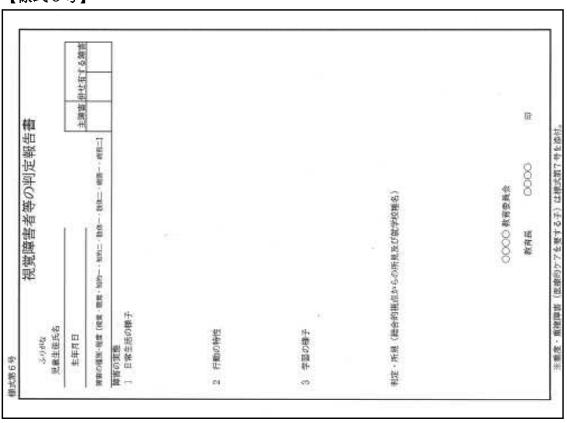
# 【様式4号】



### 【様式5号】



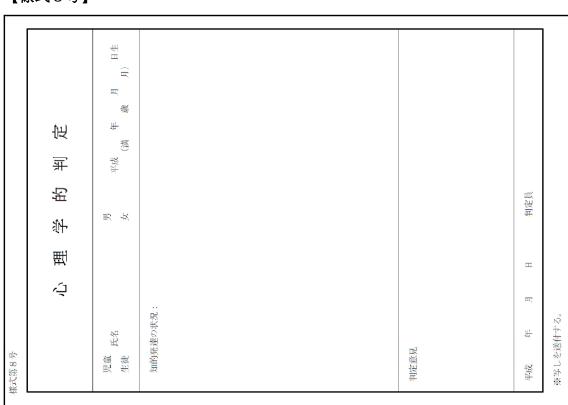
### 【様式6号】



## 【様式7号】

	要医療   要経験	<u>.</u>		
148		ê		明和日
1886   1986	The state of the s	<u>@</u>	15	
(1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	Œ -		<b>₹</b>	X
(たきり、観定 4 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	E -			0
たきり、観定 4 (返告)、財・観選 5 (返告・経・観遇 5 (位・経に発声 4 (情・体報・声で表現 5 (活 6) (に 6) (に 7 を) (で 7 を)	-			
200   10		84	4	酸素核學
近原位・後尾 四部1、 1位・毎に発育 1位・毎に発育 1倍 1倍 1度 1度 数数常数 くみえでない ・最低・最低の	き 2 機関(強,弱)		10	极引·极入
信・毎に発酵 は、体盤・すな機器 語 に 数解解類 くみえでない	3 AML 気切 器管人際		10	問題なし
4位・単に発育 位・体験・単で表現 通 に接続が設 くみえでない ・報節・単に反応	研集			
1番・体質・重な表現 1番 には には に は な に が に の に に の に の に に の に の に に の に に に の に に に に に に に に に に に に に	1 GERd图、手術展	出	4	全介助班食
語言様式を記されていていません。一般を主義にある。	2 むせやずい		10	<b>非小社游台</b>
調整解析型 くみえてない ・最低中能に反応	3 かまない		8	自立(さじ・はし)
表別器解解器 全くみえてない 光・器和平警に反応	推使·排版			
全くみえてない 5 光・銀和平動に反応・	2) 1 機関機器, UTIo腱		4	4 使接5日内, 睡眠24州内
米·福西丰豐口泉功	1) 2 栄養、静能		即	表展3日内, 無限1298内
desired a fall of the	3 下賴:内縣·庫集		8	自立
無対	れれん条件			
1 勘別聯繫結盟 4 世门区形	1 注射歷、入廃歴		4	少ない /年
2 全く類こえてない 6 問題なし	2 多い: /用・選	100	10	一年間認めず
3 掛に反応 6 ABRb: 有 推	四/ : 復期 8		9	まも認めず
請考 (緊急を棄する症状と対応法、股票名、液作型と対応法、原発予防手供など)	<b>第中程广发 5</b> 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	# #	放	(23)

## 【様式8号】



## 具体的な手続きの流れ(例)

- ・ 特別支援学校在籍児童生徒の氏名、保護者、住所等の変更があった場合の手続き →学齢簿の加除訂正
- ・ 病気治療のために入院(県立8病院)。 継続して学習をするための手続き →県立特別支援学校病院内訪問学級への転学
- 病気治療終了、退院。前籍校へ戻るための手続き→視覚障害者等でなくなったものの手続き
- 病気治療等で住所変更をせずに、県外の学校で学習を継続するための手続き →区域外就学の手続き
- 県外から、転居。県立特別支援学校への転学及び就学手続き→転学・就学手続き
- ・ 次年度4月 県立特別支援学校 小学部・中学部への入学、転学の手続き →就学支援手続き
- 特別支援学校在籍児童生徒が地域の小学校、中学校への転学を希望する場合 →学校教育法施行令第6条の3の手続き

参考資料: 文部科学省ホームページ「就学支援資料集」

# 学齢簿の加除訂正の通知

特別支援学校在籍の児童生徒について、 住所、養育者等の変更がある場合、都道府県 教育委員会に通知。

特別支援学校では、必要書類等の記載内容を 変更する。

### 市町村教育委員会



### 沖縄県教育委員会

- ・様式1号 鑑 (変更の内容が分かるように作成)
- ・学齢簿(訂正後)



- ・通知文(鑑) ・学齢簿(写し)
- 県立特別支援学校

#### 森川特別支援学校の病院内訪問学級への転学手続き

市町村教育委員会は、小・中学校へ周知して下さい。

病弱・虚弱児童生徒の学習保障のために学籍変更が必要です。

保護者 学校 学校 教育委員会 教育委員会

- 様式第1号(鑑)
- ・様式第3号(学齢簿)
- ・様式4号(医師の診断書)
- ・様式5号(保護者の意見書)
- · 様式 6 号 (視覚障害等判定報告書)

## 視覚障害者等でなくなったもの転学手続き

※病院を退院し、病院内訪問学級の対象者でなくなった

退院後は、基本的に前籍校に戻ります。

#### 森川特別支援学校

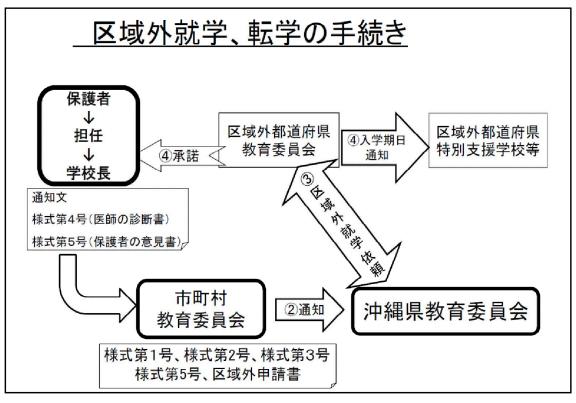
様式第1号(鑑) 様式第4号(医師の診断書) 様式第5号(保護者の意見書) 様式第6号(視覚障害者等判定報告書) \_\_\_

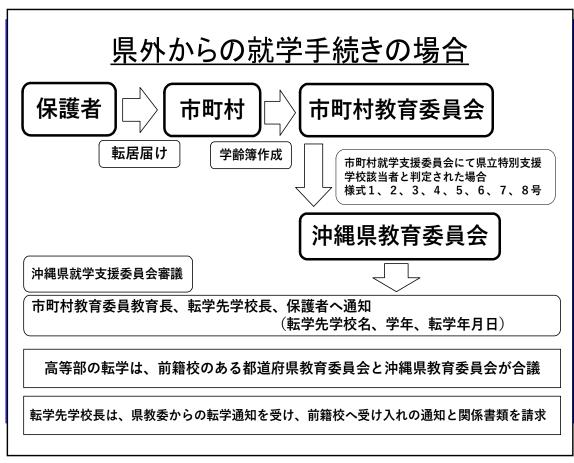
沖縄県教育委員会 様式第1号(鑑)様式第4号(医師診断書)写し

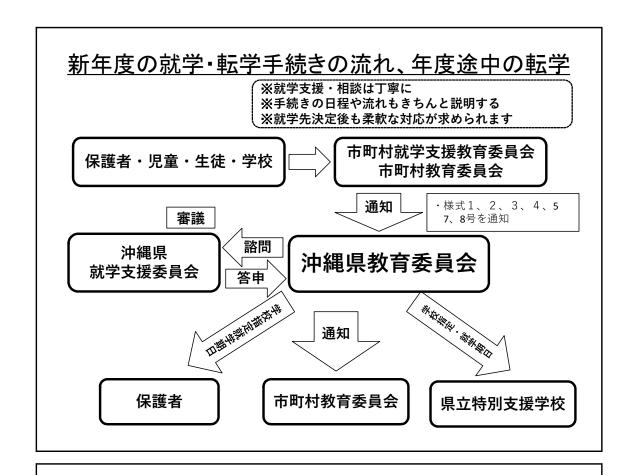
\_\_\_\_

市町村教育員会 転学通知 学齢簿の加除訂正

学校・保護者







# 就学・転学に係る学校指定の通知

- ・特別支援学校へ就学
- ・認定特別支援学校就学者でない
  - ○市町村教育委員会より保護者へ学校指定通知
- ・特別支援学校小学部を卒業する者で特別支援学 校中学部に進学する者
  - ☆県教委より中学部進学について通知

#### はじめにご一読ください

学校教育法施行令第6条の3に該当すると思料されるもの

※平成25年9月1日の施行令改正に伴い、「認定就学者」を示す用語がなくなりました。

#### [参照]

学校教育法施行令

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があった旨を通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は 学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させるこ とが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対 し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

※当該市町村立小中学校への転学を承認する場合は、県教育 委員会へ回答、保護者へ学校指定通知を行うこと

4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第 一項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。